

AV出演被害防止・救済法 Q&A

目次 (抜粋)

第1編 AV出演被害防止・救済法の制定経緯とポイント

第1章 AV出演被害防止・救済法制定の経緯

- 1 AV出演被害の実態
- 2 AV出演契約の実態
- 3 法律制定前の政府における取組
- 4 検挙・裁判事例等
- 5 法律制定の経緯
- 6 法律制定後の政府の取組

第2章 AV出演被害防止・救済法の主なポイント

- 1 主なポイント
AV出演被害防止・救済法 概要

第2編 AV出演被害防止・救済法Q&A

第1章 総則

- 1 条 目的
- 2 条 定義
- 3 条 実施及び解釈の基本原則

第2章 出演契約等に関する特則

- 1節 締結に関する特則
- 4条 出演契約
- 5条 出演契約に係る説明義務
- 6条 出演契約書等の交付等義務
- 2節 履行等に関する特則
- 7条 性行為映像制作物の撮影
- 8条 撮影された映像の確認
- 9条 性行為映像制作物の公表の制限
- 3節 無効、取消し及び解除等に関する特則
- 10条 出演契約等の条項の無効
- 11条 出演契約の取消し
- 12条 出演契約の法定義務違反による解除
- 13条 出演契約の任意解除等
- 14条 解除の効果

第4節 差止請求権

第15条

第3章 プロバイダ責任制限法の特例

第16条

第4章 相談体制の整備等

第17条 相談体制の整備

第18条 その他の支援措置等

第19条 被害の発生を未然に防止するための教育及び啓発

第5章 罰則

第20条

第21条

第22条

第6章 附則

附則第1条 施行期日

附則第2条 経過措置

附則第3条

附則第4条 検討

附則第5条 調整規定

附則第6条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正

資料編

資料1

資料2 AV出演被害防止に関する各党実務者会合「AV出演被害防止・救済法案」について

資料3

資料4 内閣府男女共同参画局 各種様式

資料5 AV出演被害防止・救済法 概要

【コラム：出演料の実態】

【コラム：AV出演被害が問題となった刑事事件・民事事件】

【コラム：法施行前に制作公表されたAVについて、法施行後に差止請求が認められた例】

【コラム：出演者が削除請求を行う場合の流れ】

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

* AV出演被害防止・救済法 Q&A

合計

部

ご所属名	府県
(署・隊・課)	

ご担当者名

(TEL :)

*お申込みは合計部数だけでも承ります。

係名	氏名

係名	氏名

利用目的 当社は本申し込みにより収集した個人情報について、商品発送やサービス実施とご案内、お問合せへの回答に利用いたします。第三者提供 当社は法令に基づく場合、本人の同意がある場合を除いて個人データを第三者へ提供することはいたしません。開示請求 ご本人確認の上で、開示・訂正・削除・利用停止の対応をいたします。詳細については、当社窓口よりご連絡ください (<https://tachibananashobo.co.jp/help/privacy>)。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2

TEL:03-3291-1561(代表) <https://tachibananashobo.co.jp>